

総合法律支援法による国選弁護士契約弁護士に係る費用額の算定等に関する規則の制定に関する要綱案

一 趣旨

総合法律支援法（以下、「法」という。）第三十九条第三項の規定による同条第二項第二号に定める費用の額の算定に関する手続については、法に定めるもののほか、この規則の定めるところによるものとする。

二 申立て裁判所

法第三十九条第三項の申立ては、その申立てをする検察官が所属する検察庁の対応する裁判所にしなければならないものとする。

三 申立ての方式

- 1 二の申立ては、訴訟費用の負担を命ずる裁判が確定した後速やかにこれをしなければならないものとする。
- 2 二の申立ては、次に掲げる事項を記載した書面でこれをしなければならないものとする。
 - (一) 訴訟費用の負担を命ずる裁判を特定するに足りる事項
 - (二) (一)の裁判が確定した日及び確定した事由

四 算定手続

- 1 二の申立てを受けた裁判所は、その申立てに係る訴訟費用の額を算定しなければならないものとする。
- 2 二の申立てを受けた上訴裁判所は、自ら訴訟費用の額を算定するのが適当でないと認めるときは、1の規定にかかわらず、当該被告事件を審理した下級の裁判所に1の規定による算定させることができるものとする。この場合には、その旨を記載し、かつ、裁判長が認印した送付書とともに申立書及び関係書類を送付するものとする。
- 3 2の場合において、2の上訴裁判所は、1の規定による算定について意見を付することができるものとする。
- 4 2の規定による送付をしたときは、上訴裁判所は、直ちにその旨を検察官に通知しなければならないものとする。
- 5 2から4までの規定は、2の規定により上告裁判所から算定を命じられた控訴裁判所が自ら訴訟費用の額を算定するのが適当でないと認めるときについて準用するものとする。

五 算定の決定

法第三十九条第三項の算定は、決定でしなければならないものとする。

六 決定書

- 1 五の決定をするときは、裁判官が、決定書を作成してこれに記名押印しなければならないものとする。合議体で決定をする場合において、決定書に記名押印することができない裁判官があるときは、他の裁判官の一人（当該記名押印することができない裁判官が裁判長以外の裁判官である場合は、裁判長）が、その事由を付記して記名押印しなければならないものとする。
- 2 決定書には、次に掲げる事項を記載しなければならないものとする。
 - (一) 申立てをした検察官の官氏名
 - (二) 算定をした訴訟費用の負担を命ずる裁判を特定するに足りる事項
 - (三) 算定をした訴訟費用の額

七 算定の決定の通知

五の決定をした場合には、その旨を検察官に通知しなければならないものとする。

八 国選弁護人選任に関する通知

- 1 日本司法支援センターは、法第三十八条第二項の規定により国選弁護人の候補を指名して裁判所若しくは裁判長又は裁判官に通知をする場合において、その国選弁護人の候補が法第三十九条二項二号に掲げる弁護士であるときは、その旨をも通知しなければならないものとする。
- 2 裁判長又は裁判官は、検察官に対して国選弁護人選任の通知をする場合において、選任した弁護人が1の弁護士であるときは、その旨をも通知しなければならないものとする。

九 刑事訴訟規則の準用等

- 1 刑事訴訟規則第三十七条、第五十七条第一項及び第五十八条から第六十一条まで（第六十条の二第一項ただし書を除く。）の規定は法又はこの規則の規定により裁判所に提出すべき書類及び裁判官その他の裁判所職員が作成すべき書類について、同規則第二百九十八条の規定はこれらの書類の発送及び受理並びにこの規則の規定による通知について準用す

るものとする。

- 2 1において準用する刑事訴訟規則第六十条の規定にかかわらず、日本司法支援センターの職員が作成すべき書類に署名押印すべき場合には、署名押印に代えて記名押印することができるものとする。